

## 令和8（2026）年度栃木県地域包括ケアシステム市町支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和8（2026）年度栃木県地域包括ケアシステム市町支援事業業務委託」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の目的

栃木県内市町における地域包括ケアシステムの深化・推進のため、介護予防・日常生活支援総合事業を中心とする地域支援事業の効果的・効率的な展開や、地域課題の抽出及びその解決に向けた取組等に対し、市町の実情に応じた支援を行う。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

### 3 業務内容

#### （1）アドバイザーによる支援

栃木県及び栃木県内市町（以下「市町等」という。）の個別課題の解決に向けて、有識者であるアドバイザーによる支援を行うこと。

#### ア 対象市町の選定

対象市町等の募集・選定は甲が行うこととする。

#### イ 支援内容

支援対象市町等から提起される地域課題について、助言や解決手法の提案等を行うものとし、対象市町のニーズに応じて、複数回実施する伴走型支援、短期間及び短時間のスポット支援等を現地又は Web 会議ツール等によるオンライン支援により、柔軟に実施するものとする。

#### ウ 支援回数

現地支援8回程度、Web 会議ツール等によるオンライン支援15回程度を想定しているが、支援市町数や支援内容によって随時調整するものとする。

なお、1市町等当たりの支援回数については、上限及び下限を設けず、市町等の要望に応じて柔軟に配分するものとする。

#### エ 支援に向けた準備等

上記支援のほか、必要に応じて、オンラインでの打合せ、電話又はメール等による支援に向けた準備や支援後の助言等のフォローアップを行うこと。

#### オ アドバイザーの選定

アドバイザーについては、地域包括ケアシステム及び市町等の支援に精通した者とする

こと。

#### カ 議事録の作成

支援の際には、議事録を作成し、遅滞なく甲に提出すること。

## (2) 成果報告会

(1) の支援の成果報告会を行うこととし、報告会の企画・運営、アドバイザーの出席依頼及びその他報告会の実施に際して必要な業務を行うこと。

### ア 時期

令和9（2027）年3月頃

### イ 開催方法

オンライン方式

### ウ 回数

1回

### エ 参加者

県内市町職員等

## (3) その他

業務の実施に当たっては、甲が別事業において行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各種市町支援のための事業と連携を図るとともに、必要に応じて当該事業への助言を行うこと。

## 4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを一式甲に提出し、甲の検査を受けること。なお、検査の結果、報告書の内容が適正であると認めるときは、委託業務に要した実支出額と契約金額のいずれか低い額により、委託料の額を確定するものとする。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

## 6 その他

- (1) 企画提案書には、企画内容、業務スケジュール及び類似業務の受託実績を記載すること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。